

令和2年度 第17回 岐阜県河川整備計画検討委員会 議事概要

日 時：令和2年9月8日（火）

場 所：文書開催

○ 内ヶ谷ダムでの発電事業実施について

- ・ ダムの「維持放流水」の活用は賛成である。他の既存ダムでも採算の取れる見込みがあれば、活用してもらいたい。再生可能エネルギーの地産地消の視点を加えた計画があるとよい。
- ・ 再生可能エネルギーは「持続可能な社会」を維持するために必要である。
- ・ 地球温暖化により河川災害の増加が予測されており、ダムは温暖化による河川災害防止（適応）に必要である。加えて、再生可能エネルギーを作ることは温暖化防止（緩和）に寄与することから、今後もダムの有効な活用を望む。
- ・ 生み出された電気が売電のみではなく、地域やダム管理に優先的に配電されると良い。
 - （事務局）管理用発電は、比較的規模の大きな既存ダムを中心に、多くで行われているが、県の管理ダムではコストが大きく、導入が難しい。技術開発等で導入が可能となった際は、そうした視点も考慮して、検討していく。
- ・ 発電事業者の選定がプロポーザル方式で行われたそうだが、今後も公平な運営をしてもらいたい。
- ・ 事業費の総額に対しては僅かかもしれないが、発電事業の実施により、河川管理者と発電事業者との費用分担が発生しないか。
 - （事務局）費用分担が発生する。なお、発電事業者の分担が小さく、ダム事業実施に関する費用対効果分析結果に変化はなかった。
- ・ 維持放流施設が予備放流（事前放流）に利用される機運にあるが、従属発電施設を予備放流（事前放流）に利用することは可能か。利用可能であれば、発電と維持の両放流管の大きさに余裕を持たせられると良い。
 - （事務局）事業者の了解の下、事前放流に利用することは可能。ただし、放流管は発電を前提とした施設ではなく、施設規模は変更しない。

○ 整備計画原案（案）について

- ・ 「ダムからの放流水を活用した従属発電が行われる」という記載について、今後、予備放流（事前放流）なども発電に活用することが考えられることから、表現を工夫すると良い。
 - （事務局）活用の可能性があることから、案文を修正する。
- ・ 一般的には、完全従属発電とは理解しづらく、説明の注釈が必要ではないか。
 - （事務局）一般的な単語とは言いづらいため、案文に説明書きを加える。
- ・ 付図の縦断図に、測量年月日を付記してはどうか。

→（事務局）使用している図面は複数年の測量成果を取りまとめており、誤解を避けるため、記載は控える。

○ その他意見

- ・ 近年の異常気象を考えると、これまでよりも甚大な降雨が発生する可能性があり、ダムの異常洪水時防災操作等が発生する事態にも対応できるよう、調査項目の見直しが必要。

→（事務局）内ヶ谷ダムは、洪水調節ゲートを持たない自然放流方式を採用しているため異常洪水時防災操作を実施しないが、各地でダムの計画規模を超える洪水が発生しており、そうした場合を想定した検討を実施している。

- ・ ダム周辺の環境変化を見ると、過疎化と荒廃が整備を追い越しており、県民がこの状況への対応を義務として考えられるような方法を探ることが必要。

→（事務局）河川特性に著しく影響する流域の変貌については他部局と協力しながら注意を払っている。森林・環境税も活用しながら森林の整備が進められているが、河川管理の立場から県民の関心を高めるよう周知啓発に努めていく。

○ 整備計画原案の作成について

- ・ いただいた意見を踏まえて修正案を作成し、関係機関への意見照会等へと進める。
（事務局）